

ほごしや かてい みなさま
保護者、ご家庭の皆様
せいと
生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校
校長 傳田 秀輝

人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合について（お知らせ）

今年度は7月26日(土)から8月28日(木)までが夏季休業(以下「夏休み」となり、生活の中心が学校から家庭に移ります。

夏休みの間は生活習慣が不規則になりやすく、飲酒や喫煙、盗撮、無断外泊や深夜徘徊、不良交遊など、若者に対する誘惑が増え、問題行動が多発する時期です。また、学校から離れることで人間関係も変化し、さまざまなトラブルやいじめ被害などが起きやすくなる時期でもあります。ですが、一人で悩んだり解決しようとしても、うまくいかない場合があります。また、友人から悩み相談を受けても、自分だけでは抱えきれない場合があります。

生徒のみなさんは、もし自分自身の人間関係トラブル・いじめ被害や、友人からの悩み相談などで困ったことがあった場合、以下のようにしてください。「生徒どうしのことを大人に話すことは良くない」と考える人もいますが、困ったとき・悩んでいるときに誰かに相談するのは、悪いことでも恥ずかしいことでもありません。当たり前のことです。

ご家庭におかれましても、下記の内容にご留意のうえ、生活態度や行動を見守るとともに、心配な事があれば、いつでも学校にご連絡ください。

なお、令和5年2月7日文科科学省通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底」に基づき、児童ポルノ関連を含めたインターネット上のいじめなど、犯罪の疑いがあるいじめについては、本校では、直ちに警察に相談・通報を行い、警察と連携して対応します。

記

1 先生に相談する

担任の先生や、部活動の顧問の先生、保健室の先生、その他の相談しやすい先生に、できるだけ早く相談しましょう。

けんりつむらまつこうとうがっこう 県立村松高等学校	TEL 0250(58)6003
------------------------------	------------------

2 スクールカウンセラーに相談する

先生に相談しにくい場合は、スクールカウンセラーに相談することもできます。秘密は固く守られます。保健室の先生や、担任の先生を通じて申し込んでください。申し込みのとき、相談内容を話す必要はありません。

3 校外の相談機関に相談する

身近な大人に相談しづらい場合は、校外の公的な相談機関に相談してください。秘密は固く守られます。相談機関の紹介チラシ等は裏面に添付します。

なお、LINE・InstagramなどのSNSやネット掲示板などには、絶対に困りごと・悩み等を書き込まないこと。犯罪に巻き込まれるおそれがあります。

ひとりじゃないよ つながってるよ

「学校の先生にはちょっと話しにくい」、「誰に相談していいかわからない」
そんな時は、誰かの力を借りることで、気持ちが楽になることもあります

学習について
いけない

このままの
自分でいいのか

学校に行きたくない
気持ちがある

落ち込んでいる
よく眠れない

誰かと
話したい

話してほしい いつでも どんなことでも

友だちとの関係で
悩んでいる

やる気が
出ない

進路や将来が不安

どうしたらいいんだろう

家族のことで悩みが
あるけど誰にも言えない



新潟県SNS相談

対応時間 平日 16:00~22:00

対応時間 休日 15:00~20:00



①二次元バーコードを
読み取って友だち登
録をしてください。

令和7年度用二次元バーコード

新潟県いじめ・ふとう こう等相談メール

対応時間 平日 8:30~17:15

二次元バーコードを読み取
ってメールを送信してくだ
さい。



*夜間及び休日は
自動返信メール
にて返信後、翌
開設日に相談員
から改めて返信
します。

24時間子供SOSダイヤル

なやみ言おう

☎ 0120-0-78310

※フリーダイヤル

新潟県いじめ・ふとう こう等相談電話

☎ 025-285-1212 (24時間受付)

※通話料がかかります

いじめ・ふとうこう等 悩みごと相談テレフォン

対応時間 平日 9:10~16:00

☎ 025-263-4737

※通話料がかかります

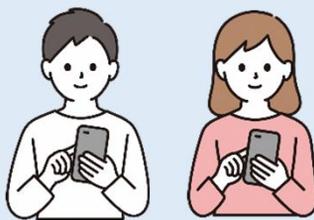


新潟県いじめ対策ポータル

<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/>



ひとりで 悩まないで 相談してね



あなたのこと、
LINEで
聴かせてください

こんな気持ちや様子はありませんか？

先生には言いにくい
相談しづらい・・・

最近眠れない・・・
体調が悪い・・・
つかれている・・・

友だちが
いじめられてるかも・・・
心配だ・・・

人との付き合いかたに
困っている・・・

夏休み中、だれかと
少し話をしたい・・・

家族のことで
悩んでいて・・・
つらいなあ・・・



進路や勉強のことで
不安がある・・・

この気持ちは
だれにもわかって
もらえない・・・

周りとうまくいかない
学校に
行きたくない・・・

周りの人には
知られたくないよ・・・

新潟県SNS相談（LINEによる相談）

平日 16時00分～22時00分（受付は21時30分まで）

休日 15時00分～20時00分（受付は19時30分まで）

※7月28日（月）～8月15日（金）の期間は
相談時間が以下ようになります

15時00分～20時00分（受付は19時30分まで）



2次元コードはこちら
（令和7年度用）

以下の窓口でも同じように相談ができます

- ・新潟県いじめ・不登校等相談メール ijime@mailsoundan.org
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（フリーダイヤル）
- ・新潟県いじめ・不登校等相談電話 025-285-1212（通話料がかかります）

●こんな様子はありませんか？

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退が増えた。
- 食欲がなくなったり、黙って食べるようになる。
- スマホの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない、遊びに行かない。
- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物に当たったりする。
- 学校や友だちの話題が減った。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないあざや傷あとがある。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使うものや持ち物がなくなったり、壊れている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きがされたり、破られたりしている。
- 服が汚れていたり、破れていたりする。
- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをバカにする。
- 買った覚えのない物を持っている。
- 与えた金額以上のお金や、小遣いでは買えない物を持っている。



文部科学省「いじめのサイン発見シート」を参考に作成

<「おやっ」「変だな」と感じたら・・・>

- ◆ 子どもの話をじっくりと聴きましょう！
まずは意見をはさまずに、共感的に聴くことが大切です。
そして、「あなたの味方だよ。絶対に守るよ！」という気持ちを伝えましょう。
- ◆ ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校や相談機関へ相談しましょう。
学校では、教職員やスクールカウンセラー等が、ていねいに対応します。
相談機関では、名前等を言わなくても相談できます。

【新潟県いじめ・ふとうこう等相談メール】



対応時間 平日 8:30~17:15
※ 夜間及び休日は自動返信メールにて
返信後、翌開設日に相談員から改めて
返信します。

ijime@mailsoundan.org

【新潟県いじめ対策ポータル】



各種相談窓口、応援メッセージ等
が掲載されています。

<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/>



学校・家庭・地域が連携して 子どもたちを見守りましょう！

「子どもたちの様子に変だな」「何かいつもと違うな」と感じたら、声をかけて
みてください。

子どもの悩みの解消には、早期発見が重要です。少しでも心配な様子が見られ
たら、学校や相談機関へ連絡をしてください。



「いじめ見逃しゼロ県民運動」は、学校・家庭・地域がともに「いじめ見逃しゼロ」の
意識をもって子どもたちを見守る運動です。

学校と家庭や地域が連携して、いじめを見逃すことなく、早期に発見し、深刻化しない
うちに解消することを目指しています。

新潟県教育委員会

法務局の相談

- ・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。
- ・人権擁護委員、法務局職員が、お話をお聞きします。
- ・相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査などを行います。

☆電話・面接相談 平日 8:30~17:15

☆メール相談窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

☆SNS相談窓口 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html



○みんなの人権110番(全国共通ナビダイヤル) 0570-003-110

○こどもの人権110番(全国共通フリーダイヤル) 0120-007-110

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ○新潟地方法務局 025-222-1564 | ○十日町支局 025-752-0096 |
| ○新津支局 0250-22-0547 | ○柏崎支局 0257-23-5088 |
| ○三条支局 0256-33-1447 | ○南魚沼支局 025-772-3742 |
| ○新発田支局 0254-24-7102 | ○上越支局 025-525-4163 |
| ○村上支局 0254-53-2391 | ○糸魚川支局 025-552-0369 |
| ○長岡支局 0258-33-5505 | ○佐渡支局 0259-74-2049 |

警察の相談

- ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
- ・犯罪や性被害等の相談を受けます。
- ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。

○けいさつ相談室 #9110 8:30~16:30 (平日)

○性犯罪被害相談電話 #8103 (ハートさん) 24時間対応(夜間及び土日、祝日、年末年始は当直員が対応します。)

<サポートセンター>

- 新潟少年サポートセンター 025-285-4970 8:30~17:15 (平日)
- 長岡少年サポートセンター 0258-36-4970 8:30~17:15 (平日)
- 上越少年サポートセンター 025-526-4970 8:30~17:15 (平日)

<警察署> 24時間対応(夜間及び土日、祝日、年末年始は当直員が対応します。)

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ○新潟警察署 025-249-0110 | ○西蒲警察署 0256-72-0110 |
| ○新潟中央警察署 025-225-0110 | ○燕警察署 0256-94-0110 |
| ○新潟東警察署 025-279-0110 | ○加茂警察署 0256-52-0110 |
| ○新潟西警察署 025-260-0110 | ○見附警察署 0258-63-0110 |
| ○新潟南警察署 025-373-0110 | ○長岡警察署 0258-38-0110 |
| ○江南警察署 025-382-0110 | ○与板警察署 0258-72-0110 |
| ○新潟北警察署 025-386-0110 | ○小千谷警察署 0258-83-0110 |
| ○佐渡警察署 0259-55-0110 | ○小出警察署 025-793-0110 |
| ○新発田警察署 0254-23-0110 | ○南魚沼警察署 025-770-0110 |
| ○村上警察署 0254-52-0110 | ○十日町警察署 025-752-0110 |
| ○阿賀野警察署 0250-63-0110 | ○柏崎警察署 0257-21-0110 |
| ○津川警察署 0254-92-0110 | ○上越警察署 025-521-0110 |
| ○五泉警察署 0250-42-0110 | ○妙高警察署 0255-72-0110 |
| ○秋葉警察署 0250-23-0110 | ○糸魚川警察署 025-552-0110 |
| ○三条警察署 0256-33-0110 | |

新潟県弁護士会の相談

- ・子どもの学校生活や家庭生活などの悩みごとについて、弁護士が相談を受けます。

○弁護士会電話番号 025-222-5533(初回相談は無料)

お盆、祝日を除く平日 9:00~17:00

(窓口で受付後、相談担当弁護士をご紹介します形となります。)

<https://niigata-bengo.or.jp/kids-junior/consultation.html>

○子どものなやみごと相談(LINE 無料相談) ※不定期開催



新潟県の相談

- ・いじめや不登校等の問題で悩む児童生徒や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。

- 24時間子供SOSダイヤル(無料)(全国どこからでも24時間、相談できます。) 0120-0-78310 (なやみ言おう)
- 新潟県いじめ・ふとうこう等相談電話(24時間対応) 025-285-1212
- 生徒指導課いじめ対策室(平日8:30~17:15) 025-280-5124
- 生徒指導課不登校対策班(平日8:30~17:15) 025-280-5640

県立教育センターの相談

- ・長期的な面接相談にも応じます。 ※土日祝日、年末年始、お盆を除く

☆電話相談 9:10~16:00 (平日)

○いじめ・ふとうこう等なやみごと相談テレフォン 025-263-4737

☆来所相談・電話相談 9:00~17:00 (平日)

○県立教育センター教育相談 025-261-0410

児童相談所の相談

- ・18歳未満のこどもの家庭や学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。

○児童相談所相談専用ダイヤル(無料) 0120-189-783

(いちはやくおなやみを)

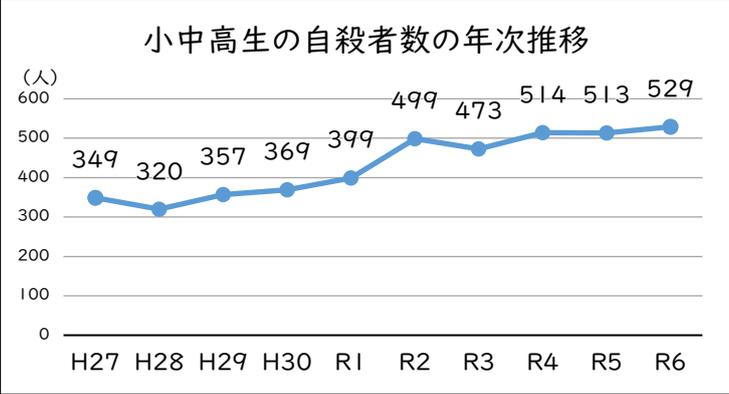
☆電話・面接(予約制)相談 8:30~17:15 (平日)

- 中央児童相談所 025-381-1111
- 中央児相佐渡駐在 0259-74-3390
- 長岡児童相談所 0258-35-8500
- 上越児童相談所 025-524-3355
- 新発田児童相談所 0254-26-9131
- 南魚沼児童相談所 025-770-2400
- 新潟市児童相談所 025-230-7777



こどものSOSに気付くために

こどもの自殺の状況



近年、自殺をしたこどもの数は増加傾向が続き、深刻な状況にあります。

こどもの自殺は、他の世代に比べて遺書が残されていないことが多く、原因が特定されない場合は少なくありません。また、大人には信じられないような些細なきっかけで自ら命を絶つこともあります。

厚生労働省「令和6年中における自殺の状況」より生徒指導課作成

思春期・青年期は、友人や家族の人間関係、進路や生き方など、多くの悩みを抱えて葛藤が生じやすい時期です。そして、次のような心理状態は自殺のリスクを高めます。

- 孤立感:** 「誰もわかってくれない」「居場所がない」
- 無価値観:** 「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」
- 強い怒り:** やり場のない気持ちを、他者や自分に怒りとして向ける。
- 苦しみが永遠に続くという思い込み:** 「解決できない」
- 自殺以外の解決方法が思い浮かばない:** 「自分が消えるしかない」

こどもが発信するSOS

次のような状態は、保護者にとって「困った行動」に見えることがありますが、お子さんが発信しているSOSかもしれません。また、こどもは家庭と学校とで異なる様子を見せることがあります。気なる様子が見られたら、学校での様子を学級担任等に聞いてみましょう。



こどものSOSに気付いたら

こどもは自分自身の危機に気付いていないこともあります。「何でもない」「大丈夫」と言っても、本当は大丈夫ではないことがあるため、大人から声を掛けることが大切です。SOSに気付いたら、**TALK (トーク)の原則**に基づいて対応しましょう。

TALK (トーク) の原則

Tell : 心配していることを言葉に出して**伝える**。

例)「とてもあなたのことが心配だわ」「話してくれてありがとう」

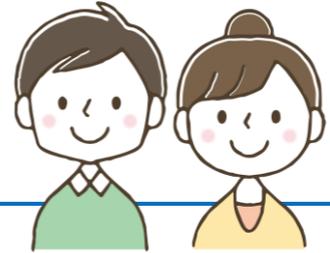
Ask : 生きるのがつらいほどの苦しみについて、率直に**尋ねる**。

例)「どんなときに生きているのがつらいと思うの?」

Listen : 話を遮らず、じっくりこどもの話を**聞く**。

例)「つらかったね」「よく頑張ってきたね」

Keep Safe : 決して一人にせず、こどもの**安全を確保し**、学校や専門家・専門機関に相談する。



保護者が自分自身を責め過ぎないようにしましょう

子育てに悩んだ時、保護者として情けなく思ったり、恥ずかしいと感じてしまうことがあります。このような気持ちが続くと、問題を一人で抱え込んでしまい、対応を遅らせてしまいます。信頼できる人や学校の先生、公的相談窓口等に相談してください。

学校や公的相談窓口相談する

学校への相談

お子さんの様子が気になる時は、すぐに学級担任や学校の相談窓口にご相談ください。学校では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも活用できます。

学校以外の電話やメールでの相談 (いじめ以外の相談にも応じています)

24 時間子供 SOS ダイヤル

TEL:0120-0-78310 (毎日 24 時間、通話料無料)

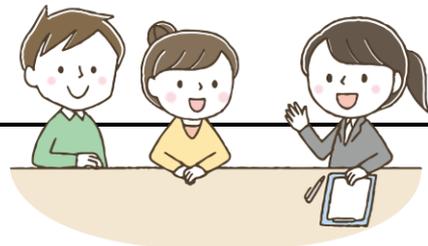
または 新潟県いじめ・不登校等相談電話 TEL:025-285-1212 (毎日 24 時間、通話料がかかります)

県立教育センター教育相談 ※来所相談も可

TEL:025-261-0410 (平日 9:00~17:00、通話料がかかります)

新潟県いじめ・不登校等相談メール

アドレス: ijime@mailsoundan.org



SOSの出し方に関する授業

学校では児童生徒向けの「SOSの出し方に関する授業」を実施しています。児童生徒がSOSを出せるようになるには、「SOSを受け止めてもらえそうだ」という安心感が大切です。家庭でも学校でもお子さんが安心して相談できる環境づくりに努めていきましょう。

※「SOSの出し方に関する授業」の概要は、「新潟県いじめ対策ポータル」で閲覧できます。

いじめ見逃しゼロ県民運動

新潟県いじめ対策ポータル

LINE公式アカウント



新潟県教育委員会

このリーフレットは、文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を参考に作成しました。

○警察に相談又は通報すべきいじめの事例

- ・ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む。）に該当するか否かを学校及び学校の設置者が、判断することは困難なことも多いが、「いじめ」として捉えがちなものについて、早期に警察に相談又は通報を行う必要がある場合もある。
- ・ 以下は、学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例を参考として示したものである。

学校で起こり得る 事案の例	該当し得る犯罪	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。 	<p>暴行 (刑法第 208 条)</p>	<p>第 208 条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。 	<p>傷害 (刑法第 204 条)</p>	<p>第 204 条 人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。 	<p>強制わいせつ (刑法第 176 条)</p>	<p>第 176 条 13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 	恐喝 (刑法第 249 条)	第 249 条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○ 財布から現金を盗む。 	窃盗 (刑法第 235 条)	第 235 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車を壊す。 ○ 制服をカッターで切り裂く。 	器物損壊等 (刑法第 261 条)	第 261 条 前 3 条に規定するもの（公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷）のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 	強要 (刑法第 223 条)	第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。

<p>○ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p>	<p>脅迫 (刑法第 222 条)</p>	<p>第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。</p>
<p>○ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</p>	<p>名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)</p>	<p>第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。</p> <p>第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</p>	<p>自殺関与 (刑法第 202 条)</p>	<p>第 202 条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する。</p>
<p>○ 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう</p>	<p>児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制</p>	<p>第 7 条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、一年以</p>

<p>指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 ○ 同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○ 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 	<p>及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)</p>	<p>下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 児童ポルノを提供した者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。 3 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。 4 前項に規定するもののほか、児童に第 2 条第 3 項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第 2 項と同様とする。 5 (略) 6 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に
---	----------------------------------	---

		<p>処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。</p> <p>7 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同様とする。(略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>○ 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>	<p>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） （私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）</p>	<p>第3条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の方法で、私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も、同項と同様とする。</p> <p>3 前2項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>4・5 (略)</p>